

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 24 日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530547

研究課題名（和文）公害発生地域での問題解決過程に関わる社会学的研究

研究課題名（英文）SOCIOLOGICAL STUDIES OF THE PROBLEM-SOLVING PROCESS IN POLLUTION AREAS

研究代表者

渡辺 伸一（WATANABE SHINICHI）

奈良教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：70270139

研究成果の概要（和文）：公害・環境問題には、その発生から何十年も経つのに依然として未解決という問題が少なくない。本研究では、その代表例であるイタイイタイ病問題（慢性カドミウム中毒問題）について、未解決の理由と解決過程に潜む問題点について解明した。他方、公害・環境問題の中には、社会問題として一定の解決はみたが、どのように解決したのかが未解明という事例が少なくない。本研究では、大分県大分市（旧大分市、旧佐賀関町）における環境問題を選択し、その解決過程を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In environmental problems, although dozens of years have passed since the problem occurred, the case which has not still been solved exists. This study took up the Itai-itai disease problem (chronic cadmium-poisoning problem) as the representative case, and considered the unsolved reason. On the other hand, in environmental problems, although the solution as a social problem was obtained, there are the cases where we don't know how the problem solved. In this study, the environmental problem in Oita-city(old Oita-city, old Saganoseki-town) was chosen, and the solution process of the problem was clarified.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	400,000	120,000	520,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
2012年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：社会学、公害、環境問題、イタイイタイ病、大分市

1. 研究開始当初の背景

水俣病やアスベスト問題など公害被害が発生してから何十年も経つのに依然として未解決という公害問題は少なくない。こうした問題に対しては、なぜ未解決なのかの解明と解決のための具体的な展望を提示する研究が重要である。他方、解決している公害問題もむろん多い。しかし、そうした中には、どのように解決したのかが未解明という事例が少なくない。これについては、当該問題の解決過程を明らかにし、その教訓を導き出す研究が必要である。そこで、本研究では、前者の問題として富山県神通川流域で発生したイタイイタイ病問題（以下、イ病問題）を、後者では大分市における公害・環境問題を事例として選択し、社会学的な探求を行おうとした。

2. 研究の目的

(1) イ病問題が依然として未解決である理由とその未解決過程に潜む問題点について解明する。

(2) 大分市における公害・環境問題には、大気汚染問題と海の大規模埋め立て問題とが存在したのだが、これら2つとも社会問題としては既に解決済みである。しかし、どのように解決したかが未解明であり、この点に関して社会学的探求を行う。

3. 研究の方法

(1) 関係する会議やセミナー、シンポジウムへの参加、(2) 現地図書館での資料収集と分析、(3) 当該問題の関係者へのインタビュー調査、が中心である。インタビュー調査は、運動団体、運動の中核メンバー、運動の支援者、弁護士、医学者、県・市行政、漁協組合員と職員等に対して行った。

4. 研究成果

(1) 富山のイタイイタイ病問題

カドミウムによる健康被害はその重篤例が骨軟化症（イ病）であり、そのミニマムが腎臓の近位尿細管障害（以下、カドミウム腎症）である。故に、被害者団体は、「カドミウム腎症の救済なくして、イ病の救済なし」との立場から、カドミウム腎症を公害病と認めるよう国（環境省）に訴え続けてきた。国は、こうした運動の力により、神通川流域において長年に亘って被害者発見のための住民健康調査を実施してきた。しかるに、国は調査結果をまとめた1989年や2002年の報告書では、カドミウムと腎障害との因果関係を明確には認めず、またカドミウム腎症を「病気」だとも認めてこなかった。つまり、公害病指定する必要はないという立場であった。

こうしたカドミウムと腎障害との因果関係を認めないという国の姿勢は、その因果関係を認めた1968年の厚生省見解と矛盾し問題だといえる。ここで厚生省見解の要旨を確認しておけば次の通りである。すなわち、「イタイイタイ病の本態は、カドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症をきたし、これにより妊娠、授乳、内分泌の変調、老化および栄養としてのカルシウム等の不足などが誘因となって、イタイイタイ病という疾病を形成したものである」。

さて、本研究が明らかにしたのは、厚生省見解を骨抜きにする姿勢は、住民健康調査の報告書だけでなく、環境省や厚労省が関わる国の白書類でもみられたという点である。

まずは『環境白書』をみてみよう。2003年版には、環境省としては、「カドミウムと近位尿細管機能異常との因果関係をはじめ、イタイイタイ病の原因及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、現在も基礎医学的な研究や、富山県神通川流域の住民を対象とした疫学調査などを引き続き実施し、その究明に努めています」と書かれ、「因果関係」も「原因」も、「未解明な事項」があるとして断定していない。この部分の基本的な書き方は、1977年版から変わっていないのだ。

また、厚労省については、『国民衛生の動向』をみてみよう。『国民衛生の動向』は、（財）厚生統計協会が年に一度出しているものだが、「各分野の行政担当者を中心に」書かれていることから、厚労省の担当職員による関与があると考えられる。なお、『厚生労働白書』にはカドミウムに関する記述はない。

『国民衛生の動向』については1998年版をみてみよう。そこでは、当時の環境庁研究班が研究を継続していることと理由として、「カドミウムの人体影響については、広範な調査研究が行われてきたが、イタイイタイ病の疾病像、発症機序等にはなお不明な点が多く、その原因についても議論のあるところである」と書かれており、ここでも「原因」を断定せず、「議論のあるところ」とされているのである。この部分については、1984年版から基本的に変わっていない。

これら国の白書類が厚生省見解とは異なる記述をしてきたということは、国におけるカドミウム政策の変更として本来国民にきちんと説明すべき重大事であるにもかかわらず、そのような説明は一切なく問題である。

加えて強調すべきなのは、こうした姿勢

は、厚生省見解を支持したイ病訴訟判決（一審判決 1971 年 6 月、二審判決 1972 年 8 月）にも争っているという点である。

だが、こうした問題ある国の姿勢変更を白書類の具体的な検討を通じて批判した研究やメディア報道は皆無であり、本研究が初である。

ところで、神通川流域における健康調査報告については、その後変化がみられる。それは、3 度目となる 2009 年の報告書である。そこでは、「地域住民で近位尿細管機能異常が認められる者のうち相当数がいわゆる慢性腎臓病の定義に合致し、腎機能の水準も一般人口に比べて低いと考えられる」と書かれ、カドミウム腎症のうち相当数が、慢性腎臓病という「病気」だとの見解を示している。これは健康調査の実施と継続を長年に亘って求め続けてきた運動の大きな成果として位置づけうる。また、被害者団体にとってこのことは、国あるいは加害企業にカドミウム腎症を公害病として認めさせる、1 つの有力な根拠となり得ると判断される。

(2) 大分の公害・環境問題

①大気汚染問題：1970 年代の大分市では、県による新産業都市（新産都）の建設に伴う大気汚染による深刻な公害問題が発生していた。だが、国は公健法指定地域（第 2 種）とはしなかったし、県も健康被害の発生を認めることはなかった。もっとも、県は単に拒絶の態度をとったわけではなく、被害住民から集団移転の要求を突きつけられると、一旦は合意する。しかしながら、その後、さまざまな状況変化を口実に解決合意を反故にし（「移転先の地価が高騰した」「大気汚染レベルが下がった」等）、結局移転は履行されなかった。つまり、被害者は、二重の意味で放置されたといえる。

このような行政の姿勢は、被害者の精神的苦痛を加重させるような行為であるから加害性を持っているということができる。この加害性を、本研究では「解決合意不履行としての加害」と名付けた。本事例は、大気汚染被害者としての正当な要求（認定や救済）に拒絶で応える「追加的加害」だけでなく、「解決（＝移転）合意不履行による加害」という行政の二重の加害性が見られた点で、わが国公害放置史において記憶されるべきケースと位置づけうる。

②海の大規模埋め立て問題：大分県は、1970 年に新産都 2 期計画を策定、そこでは、佐賀関海域を工場用地として埋め立てる計画がうたわれていた。これに対し、漁業者を含む佐賀関の住民らはこの計画への反対運動を展開し、77 年には計画の取消を求め

る行政訴訟を起こすなどしている。だが、結果として運動は実らず、埋め立てが実現されるかに思われたが、県はなぜか埋め立てを実施しなかった。この理由を、従来の研究では国の中央港湾委員会が埋め立てを認めなかったからだとし、これでこの問題は解決したとされてきた。本研究では、現地調査に基づき、こうした解釈は間違いであること、また県が埋め立て中止を正式決定しなかったことが（今日も）、佐賀関地区の地域振興に対して大きな足かせとなってきた、という事実を確認した。

だが、こうした足かせに抗って、佐賀関地区の住民たちは埋め立て（工場誘致）に依存しない内発的な取組をさまざまな方法で実践してきた。その一つが、漁業者たちによる関アジ・関サバといった大衆魚のブランド化である。1990 年代から本格化する佐賀関漁協によるこの取り組みは、今日各地で試みられている地域ブランド化の先駆けとしてだけでなく、一本釣りという持続可能な漁業による地域振興の成功例としても評価が高い。佐賀関でこうした大衆魚のブランド化がなぜ成功したかについては、漁業経済学による研究などが存在している。しかし、漁業者による公害反対運動と関連づけて考察したものは皆無であった。

これらの既存研究は、大衆魚ブランド化の原点が、佐賀関漁協が 1988 年に開始した魚の「買取販売事業」にあったとする点で共通している。この事業は、漁協が直接に漁業者から魚を買い取って販売もするという事業で、漁協の取り組みとしては、当時極めて珍しかった。それは、リスクを伴うからで、第 1 に組合に損失が出る可能性があること、第 2 に漁協職員の労働的な負担が増えることである。なぜそこまでして、1988 年という年にこの事業に取り組んだのか。本研究では、70 年代の公害紛争をめぐって、漁協はどう対応したのか、漁協内部にどのような対立があったのか、漁協と行政との関係はどのようなものであったのか、という構造分析によって、漁協の公害経験と「買取販売事業」の開始とは密接なかわりがあったことを明らかにした。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）
渡辺伸一「カドミウムの食品安全基準値改定から考えるべきこと」『消費者法ニュース』査読なし、No.87、2011 年 4 月：230-232 頁。

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕(計1件)

渡辺伸一・藤川賢「カドミウムの食品安全基準改定と農用地土壌汚染」、畑明郎 編『深刻化する土壌汚染』世界思想社、2011、総 258 頁：130-145 頁。

〔その他〕(計2件)

①『北陸中日新聞』にイタイイタイ病認定審査の問題点に関するコメントが掲載された(2012年5月4日付)。

②渡辺伸一「大気汚染被害者はどのように放置されたか? -70年代の大分市三佐地区の事例」、藤川賢 代表『地域における公害経験の社会的活用に関する比較研究』2009-2011年度科学研究費補助金 基盤研究(C)(課題番号 21530559) 中間報告書、2011年3月、総 118 頁：78-98 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡辺 伸一 (WATANABE SHINICHI)
奈良教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：70270139